

伊方町使用済核燃料税の新設（更新）について

1. 伊方町使用済核燃料税新設（更新）の理由

[伊方町協議書抜粋]

平成30年度から令和4年度まで法定外普通税として使用済核燃料税を課税し、原子力発電所の安全対策など、立地に伴う様々な経費に充てることにより、住民の安心・安全の確保に大きく寄与している。

しかしながら、伊方3号機の再稼働に加え、1・2号機の廃炉作業に対する安全への懸念など、住民の原子力発電に対する潜在的な不安を取り除くことはできない状況にある。さらに、核燃料サイクル政策の遅延等の影響により、立地自治体として想定していた使用済燃料の速やかな搬出という原則が崩れ、サイト内への一時的な貯蔵が長期化している。

敷地内に溜まり続ける使用済燃料対策として、令和3年11月に乾式貯蔵施設が着工するなど、地元住民がこれまでに経験したことのない不安要素を軽減するための施策として、今後も避難路の整備や消防防災体制の充実など、引き続き住民の安心・安全確保に取り組む必要がある。

第2期（令和5年度～令和9年度）は、万が一原子力災害が発生した場合に一刻も早く住民に情報を伝達し、警戒を呼び掛けるための重要な手段である防災行政無線の更新、避難道路が寸断された場合に海路または空路によって住民避難を行うために必要となるヘリポート整備等の事業を実施する予定である。

以上により、原子力発電所の立地に伴う財政需要が増加する見込みであり、納税義務者と協議した結果、税率を現行の500円から550円に引き上げ、5年間の非課税期間を廃止し、さらに5年間制度を延長することで合意に至ったものである。

2. 伊方町使用済核燃料税の概要

| | |
|---------|------------------------------|
| 課税団体 | 伊方町 |
| 税目名 | 使用済核燃料税（法定外普通税） |
| 課税客体 | 使用済核燃料の貯蔵 |
| 課税標準 | 使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 |
| 納税義務者 | 発電用原子炉の設置者 |
| 税率 | 1キログラムにつき 550円 |
| 徴収方法 | 申告納付 |
| 収入見込額 | （初年度）389百万円 （平年度）410百万円 |
| 非課税事項 | — |
| 徴税費用見込額 | — |
| 課税を行う期間 | 令和5年度から令和9年度までの5年間 |

3. 同意要件との関係

伊方町使用済核燃料税（以下、本税）について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）
（総務大臣の同意）

第671条 総務大臣は、第669条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

愛媛県内における使用済核燃料の貯蔵に対しては、愛媛県が核燃料税のうち「使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」を課税標準として核燃料物質重量割を課しており、同税とは一部の課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

特定納税義務者である四国電力(株)は、2021年度の年間売上(連結)が6,419億円の企業であり、本税による負担(平年度)は約4.1億円/年(愛媛県核燃料税による負担額は約16億円(うち核燃料物質重量割約3.6億円)/年)である。また、仮に電気料金に転嫁された場合の影響額は、伊方町の試算によると、一般的な家庭1世帯で4.7円/月(同18.8円/月)程度の負担になるとしている。

以上を踏まえると、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

<参考>伊方町使用済核燃料税及び愛媛県核燃料税の概要

| | 伊方町使用済核燃料税 | 愛媛県核燃料税 |
|-------|------------------------------|---|
| 納税義務者 | 発電用原子炉の設置者 | 発電用原子炉の設置者 |
| 課税標準 | 使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 | ①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 ③核燃料物質重量割：使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 |
| 税率 | 1キログラムにつき550円 (現行：500円) | ①価額割：100分の8.5 ②出力割：44,000円/千kW/課税期間(3か月) ※廃止措置計画の認可を受け、廃止措置中は22,000円/千kW/課税期間(3か月) ③核燃料物質重量割：500円/kg |
| 税収 | (平年度) 約410 百万円 | (平年度) 約1,596 百万円 ※③核燃料物質重量割は約358百万円(H30愛媛県協議書から) |

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。本税は、伊方町における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものであると言えるのではないか。

このことから、「(1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないものと考えられる。